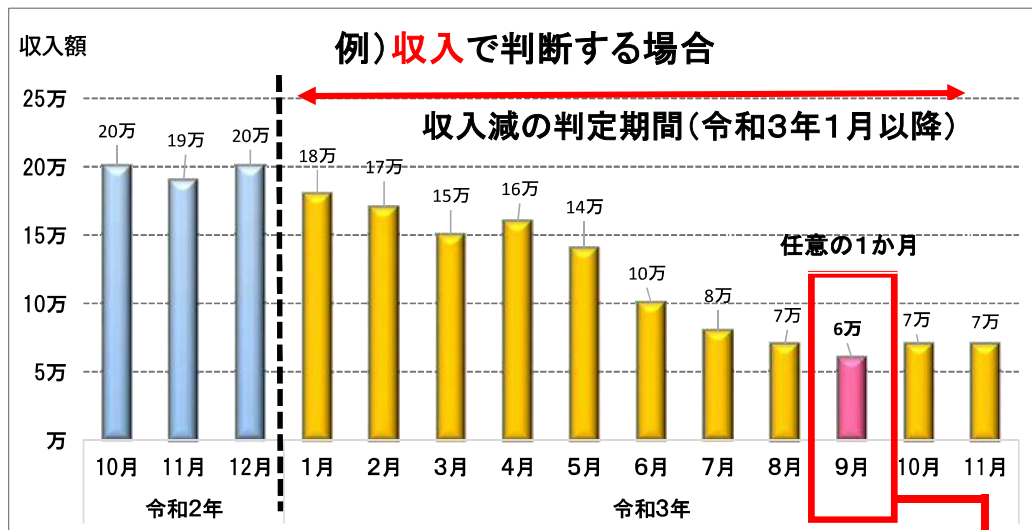


# 家計急変世帯の支給対象判断について(図解)



令和3年1月以降、任意の1か月の収入から積算  
(コロナウイルスによる影響を受けて収入減になった月)

**6万円**  
(急変後の月收入)

× 12ヶ月 =

**72万円**  
(年収換算)

こちらの数値が支給要件の  
判断基準になります

**世帯全員を個別に計算して、世帯全員**の年収換算金額が非課税限度額を下回れば支給対象になります。

例) 給与収入のみ、1人世帯の場合

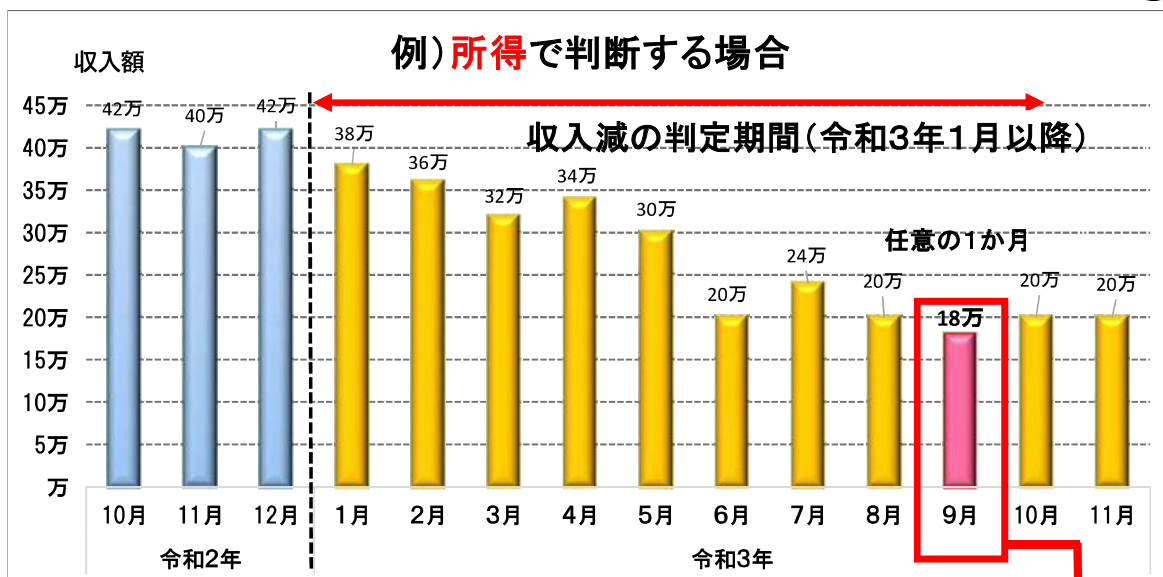
**72万円** (例)  
(年収換算)

≤

**100万円**  
※給与収入のみ1人世帯  
非課税限度額 (収入額)

※扶養人数など条件により非課税限度額は変わります。

# 家計急変世帯の支給対象判断について(図解②)



- ① 令和3年1月以降、任意の1か月の収入から年収を積算  
(コロナウイルスによる影響を受けて収入減になった月)

$$\begin{array}{|c|} \hline \mathbf{18万円} \\ \hline \text{(急変後の月收入)} \\ \hline \end{array}
 \times 12_{\text{ヶ月}} =
 \begin{array}{|c|} \hline \mathbf{216万円(A)} \\ \hline \text{(年収換算)} \\ \hline \end{array}$$

- ② 年収換算した数値(A)から1年間の経費相当額を引きます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \mathbf{216万円(A)} \\ \hline \text{(年収換算)} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \mathbf{180万円(B)} \\ \hline \text{(経費相当額)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \mathbf{36万円(C)} \\ \hline \text{(所得)} \\ \hline \end{array}$$

世帯全員を個別に計算して、世帯全員の所得(C)が非課税限度額を下回れば支給対象になります。

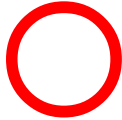
例) 1人世帯の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \mathbf{36万円(C)} \\ \hline \text{(急変後の月收入から} \\ \text{年収換算し、経費相当額} \\ \text{を差し引き積算した所得額)} \\ \hline \end{array}
 \leq
 \begin{array}{|c|} \hline \mathbf{45万円} \\ \hline \text{※給与収入のみ1人世帯} \\ \text{非課税限度額(所得額)} \\ \hline \end{array}$$

※扶養人数など条件により非課税限度額は変わります。

# 新型コロナウイルスの影響による「家計急変世帯」に該当する事例

該当するもの



(主な事例)

○新型コロナウイルスの影響で休業・解雇等で令和3年1月以降の収入が非課税世帯相当まで減少

(まん延防止等重点措置によるもの、感染予防目的の営業自粛によるものなど)



○生計維持者が新型コロナウイルス感染等による影響で令和3年1月以降の収入が非課税世帯相当まで減少



(主な事例)

○自然災害に起因する収入の減少  
(台風・地震など)



○事業活動に元々季節性があるもの  
※例えば閑散期の収入月を基に計算し、収入減とすることはできません



該当しないもの



○定年退職による収入減  
(新型コロナウイルスの影響によるものではないため)



○住民税非課税世帯として既に給付を受けた世帯員を含む世帯

